**資料１**

船橋市地域包括支援センター受託法人

公募結果について

船橋市　地域包括ケア推進課

【目　次】

|  |  |
| --- | --- |
| **１．船橋市地域包括支援センター運営協議会承認事項**・・・・・・・・・・・・・・ | １ |
|  |  |
| **２．船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター** |  |
| （１） 船橋市地域包括支援センター受託法人公募結果について　・・・・・・・・ | ２ |
| （２） 船橋市地域包括支援センター受託候補者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ３ |
| （３） 船橋市地域包括支援センター受託法人審査資料　・・・・・・・・・・・・・・・ | ４ |
| ① 法人概要及び実績　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ５ |
| ② 人材確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ７ |
| ③ 財務基盤　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ８ |
| ④ 見積金額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ９ |
|  |  |
| **３．船橋市地域包括支援センター受託法人審査基準** | １０ |
|  |  |
|  |  |

船橋市地域包括支援センター運営協議会承認事項

（１）地域包括支援センター受託法人の選定承認

船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第５条第１号ロの規定により、センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更（介護保険法11５条の4７）

（２）受託法人による介護予防給付及び総合事業に係るケアマネジメント業務の実施の承認

船橋市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第５条第１号ハの規定により、センターの業務を委託された法人による予防給付及び総合事業に係る事業の実施（介護保険法第8条の2第16項）

船橋市地域包括支援センター受託法人公募結果について

（船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター）

１．受託候補者　**社会福祉法人　創明会**

２．評価結果

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価区分 | 評価項目（大項目） | 配点 | 評価結果 |
| （各評価委員の平均点） |
| 受託候補者 |
| 書類審査 | 1.業務の継続性・安定性 | 70点 | 55.60点 |
| 2.業務の実効性 | 100点 | 78.10点 |
| 3.業務の管理 | 60点 | 42.70点 |
| 4.見積金額 | 20点 | 20.00点 |
| 合 計（A） | 250点 | 196.40点 |
| 面接審査 | 1.ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ及び質疑応答 | 50点 | 36.57点 |
| 2.総合評価 | 20点 | 15.14点 |
| 合 計（B） | 70点 | 51.71点 |
| 総得点（A＋B） | 320点 | 248.11点 |
| 順位点 | －　　 | 7点 |

＊委員ごとに書類審査及び面接審査の合計点の高い順に順位を付し、その順位点を法人ごとに合計して数字の１番低い応募者を候補者とした。

３．審査基準（抜粋）

　１）基本的な考え方

　　　評価は、「書類審査」「面接審査」「順位づけ判定」により行う。

　２）書類審査

　　　書類審査は、提出された書類に基づき判定する。

　　【判定基準】

①評価委員の採点の平均が配点の２分の１に満たない大項目が一つでもある場合は面接審査に進めない。

②業務の企画・提案項目の合計得点の平均が６０％（１３8点未満）である場合は面接審査に進めない。

③上記２つの要件を満たした法人が４法人以上ある場合は、順位づけ判定を行い上位３法人のみが面接審査に進む。

３）面接審査

　　面接審査は、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき判定する。

　　【判定基準】

①評価委員の採点の合計得点の平均が５０％以上でなければ順位づけ判定はできない。

４）順位づけ判定

書類審査及び面接審査の基準を満たした法人が複数ある場合には、順位づけ判定を行う。

　　【判定基準】

①順位づけ判定は、委員ごとに書類審査及び面接審査の合計点の高い順に順位を付し、その順位点を法人ごとに合計して数字の１番低い応募者を候補者とする。

船橋市地域包括支援センター受託候補者

（船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター）

**１．受託候補者**

**法 人 名　　社会福祉法人　創明会**

**所 在 地　　千葉県船橋市車方町５４１番２**

**２．概要**

名　　　称　　船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター

予定地 船橋市芝山１－３９－７　フォンテーヌ芝山１０４

(現　新高根・芝山、高根台地域包括支援センターの所在地)

配置職員　　三職種6名（保健師2名、社会福祉士2名、主任介護支援専門員2名）

事務1名

**３．担当圏域及び開設予定地**

（１）担当圏域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 圏域名 | 地区コミュニティ | 担当地域（丁目） |
| 中部 | 「新高根・芝山」「高根台」 | 新高根１～６丁目、芝山１～７丁目、高根台７丁目、高根台１～６丁目 |

|  |
| --- |
| （（２）開設予定地＜交通＞・東葉高速鉄道飯山満駅より650m 徒歩8分・船橋新京成バス　芝山団地入口より徒歩１分開設予定地 |

船橋市地域包括支援センター受託法人 審査資料

**応募状況**　　１法人より応募の申込あり　（内訳：社会福祉法人１法人）

　【書類審査参考資料】

　　① 法人概要及び実績

　　② 人材確保

　　③ 財務基盤

　　④ 見積金額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① 法人概要及び実績 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |
| 法人名 | 社会福祉法人　創明会 |
| １．高齢者関連事業の活動実績 |
| 年 | 内容 |
| S61.7 | 社会福祉法人　創明会　設立 |
| S62.5 | 特別養護老人ホーム　船橋梨香園　開設(定員50名・短期入所4名） |
| H2.4 | 特別養護老人ホーム　船橋梨香園　増築(定員80名・短期入所8名） |
| H2.10 | 船橋梨香園デイサービスセンター事業開始 |
| H10.3 | 軽費老人ホーム　ケアハウス　ヴィラ梨香園開設　(定員50名) |
| H10.6 | 船橋市三山老人デイサービスセンター事業開始 |
| H11.4 | 船橋梨香園(豊富・小室地区）在宅介護支援センター　事業開始 |
| H12.4 | 船橋市三山在宅介護支援センター　事業開始 |
| H23.3 | 船橋梨香園・船橋市三山、両地区在宅介護支援センター　事業廃止 |
| H23.4 | 居宅介護支援センター船橋梨香園　事業開始 |
| H25.4 | 船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター　受託法人となる |
| H25.4 | ヘルパーステーションヴィラ梨香園　事業開始 |
| R3.3 | 船橋市三山老人デイサービスセンター　事業終了 |
|  |  |  |
| ２．居宅介護支援、介護予防支援の実績 |
|  | 事業所名 | 居宅介護予防支援 | 居宅介護支援 |
| H30 | 居宅介護支援センター船橋梨香園 | 134件 | 819件 |
| 新高根・芝山、高根台地域包括支援センター | 1,921件 | - |
| R1 | 居宅介護支援センター船橋梨香園 | 169件 | 869件 |
| 新高根・芝山、高根台地域包括支援センター | 2,173件 | - |
| R2 | 居宅介護支援センター船橋梨香園 | 151件 | 917件 |
| 新高根・芝山、高根台地域包括支援センター | 2,252件 | - |
| R3 | 居宅介護支援センター船橋梨香園 | 143件 | 928件 |
| 新高根・芝山、高根台地域包括支援センター | 2,371件 | - |
| R4 | 居宅介護支援センター船橋梨香園 | 183件 | 937件 |
| 新高根・芝山、高根台地域包括支援センター | 2,408件 | - |

|  |
| --- |
| ３．国・地方公共団体からの受託実績（直近5年間分） |
| 年度 | 受託実績 |
| H30 | ①船橋市三山老人デイサービスセンター・併設老人ふれあいの部屋②船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター |
| H31 | ①船橋市三山老人デイサービスセンター・併設老人ふれあいの部屋②船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター |
| R2 | ①船橋市三山老人デイサービスセンター・併設老人ふれあいの部屋②船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター |
| R3 | 船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター |
| R4 | 船橋市新高根・芝山、高根台地域包括支援センター |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ② 人材確保 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |
| 法人名 | 社会福祉法人　創明会 |
|  |  |
| 保健師 | 職員① |
| 経験年数 | 26年3月 |
| 備　　考 | 看護師(H7.5)保健師(H9.4)介護支援専門員(H15.5) |
| 保健師 | 職員② |
| 経験年数 | 9年2月 |
| 備　　考 | ※保健師に準ずるもの看護師(S63.5)介護支援専門員(H13.5) |
| 社会福祉士 | 職員③ |
| 経験年数 | 20年3月 |
| 備　　考 | ※社会福祉士に準ずるもの介護福祉士(H12.6)介護支援専門員(H15.2)社会福祉主事(H16.3)新予防給付ケアマネジメント従事者研修(H18.3) |
| 社会福祉士 | 職員④ |
| 経験年数 | 7年3月 |
| 備　　考 | 社会福祉主事(H12.3)介護福祉士(H16.4)介護支援専門員(H19.3)社会福祉士(H27.4) |
| 主任ケアマネ | 職員⑤ |
| 経験年数 | 15年7月 |
| 備　　考 | 社会福祉主事(H4.3)介護福祉士(H6.7)介護支援専門員(H11.12)介護支援専門員指導者(H13.8)新予防給付マネジメント従事者研修(H18.2)主任介護支援専門員(H19.12)介護予防支援指導者(H21.11) |
| 主任ケアマネ | 職員⑥ |
| 経験年数 | 8年10月 |
| 備　　考 | 介護福祉士(H8.3)介護支援専門員(H14.4)社会福祉主事(H19.3)主任介護支援専門員(H21.3)社会福祉士(H25.4) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ③ 財務基盤 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |
| 法人名 | 社会福祉法人　創明会 |
|  | (単位：千円） |
| Ａ　総資産 | 1,253,330  |
| Ｂ　流動資産 | 168,811  |
| Ｃ　固定資産 | 1,084,520  |
| Ｄ　純資産 | 1,179,849  |
| Ｅ　流動負債 | 21,393  |
| Ｆ　固定負債 | 52,088  |
|  |  |
| 純資産比率 | 94.1% |
| 流動比率 | 789.1% |
| 固定比率 | 91.9% |
| 固定長期適合率 | 88.0% |
|  |  |
| ＜各指標の説明＞ |  |
| 純資産比率 | Ｄ÷Ａ |
| 純資産比率とは、安全性分析の一指標で、総資産に占める純資産の割合を示す。この比率が高いほど、資本構成が安定しており経営の安全度が高いことを示す。一般的に純資産比率は、３０％を超えているのが望ましいとされている。 |
|  |
| 流動比率 | Ｂ÷Ｅ |
| 流動比率とは、安全性分析の一指標で、流動負債（１年以内に返済すべき負債）を流動資産がどの程度カバーしているのかを示す比率。この比率が高いほど、短期的な資金繰りに余裕があることを示す。流動比率は、一般的には120～140％であれば健全であるとされているが、社会福祉法人の場合には、200％以上が望ましいとされている。 |
|  |
| 固定比率 | Ｃ÷Ｄ |
| 固定比率とは、安全性分析の一指標であり、固定資産のうちどの程度が純資産で賄われているのかを示す指標である。固定資産は事業の用に供し事業から得られる収益で回収がなされていくものであることから、借入ではなく純資産で賄われているのが理想である。この指標が100％以上となった場合、固定資産の調達について他人資本にも依存していることを示す。したがって、固定比率は100％以下が望ましい。 |
|  |
| 固定長期適合率 | Ｃ÷（Ｄ＋Ｆ） |
| 　固定長期適合率とは、安全性分析の一指標であり、固定資産のうちどの程度が純資産と長期の借入金で賄われているかを示す指標である。この指標が100％以上となった場合、固定資産の維持調達について流動負債にも依存していることを示すことから、資金繰りが厳しい状態と考えられる。固定長期適合率は、100％以下が望ましい。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ④ 見積金額 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |
| 法人名 | 社会福祉法人　創明会 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | （単位：円） |
| 見積提案額 | 56,450,000 |
| 三職種人件費計 | 40,460,000 |
| 事務職人件費 | 2,400,000 |
| 事務諸経費 | 13,590,000 |
|  |  |
| 　＜三職種人件費内訳＞ |  |
| 保健師 | 13,650,000 |
| 社会福祉士 | 12,550,000 |
| 主任介護支援専門員 | 14,260,000 |
|  | 　 |
| 　＜公募要件＞ |  |
| 見積提案額の合計が提案限度額の57,282,000円以内であること |

船橋市地域包括支援センター受託法人審査基準

**１．基本的な考え方**

　　　評価は、「書類審査」「面接審査」「順位づけ判定」により行う。

**２．書類審査**

　　　書類審査については、提出された書類に基づき次の項目ごとに判定する。

　　　業務の企画・提案項目で評価委員の採点の平均が配点の２分の１に満たない項目が一つでもある場合、または業務の企画・提案項目の合計得点の平均が６０％（１３８点）未満である場合は、面接審査に進めない。

面接審査に進むことができる法人が４法人以上ある場合は、順位づけ判定を行い上位３法人のみが面接審査に進む。

順位づけ判定は、委員ごとに書類審査の総合計得点の高い順に順位を付し、その順位点を法人ごとに合計して数字の低いものから上位とする。順位点が同点の場合は、１位の獲得数が多いものから上位とする。１位の獲得数が同数の場合、順に２位、３位と獲得数の多い者から上位とする。順位の獲得数がいずれも同数の場合、全委員の総合点の高い者から上位とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目（大項目） | 小項目 | 配点 |
| １．業務の継続性・安定性 | 法人概要 | １０点 | ７０点 |
| 法人実績 | ２０点 |
| 人材の確保 | ３０点 |
| 運営の基本理念 | １０点 |
| ２．業務の実効性 | 開設計画・準備 | ３５点 | １００点 |
| 運営の基本方針 | ６５点 |
| ３．業務の管理 | 情報管理 | ２０点 | ６０点 |
| リスク管理 | ４０点 |
| 業務の企画・提案項目合計得点 | ２３０点 |
| ４．見積金額 | ２０点 |
| 総合計得点 | ２５０点 |

**３．面接審査**

　　　面接審査については、プレゼンテーション及び質疑応答に基づき次の項目ごとに判定する。なお、評価委員の採点の合計得点の平均が５０％以上でなければ順位づけ判定はできない。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目（大項目） | 配点 |
| １．プレゼンテーション及び質疑応答 | 説明のわかり易さ　　　　　１０点 | ５０点 |
| 質問に対する回答　　　　　２０点 |
| 提案内容　　　　　　　　　２０点 |
| ２．総合評価 | ２０点 |
| 合　計 | ７０点 |

**４．順位づけ判定**

　　　書類審査及び面接審査の両審査の基準を満たした法人が複数ある場合には、順位づけ判定を行う。

順位づけ判定は、委員ごとに書類審査及び面接審査の合計点の高い順に順位を付し、その順位点を法人ごとに合計して数字の１番低い応募者を候補者とする。順位点の合計が同点の場合、１位の獲得数が多い者から上位とする。１位の獲得数が同数の場合、順に２位、３位と獲得数の多い者から上位とする。順位の獲得数がいずれも同数の場合は、全委員の総合点の高い者から上位とする。なお、全てが同数の場合は、再度面接審査を行った上で、候補者を特定する。

順位づけ判定（例）

ア　書類審査における順位づけ判定

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | A法人 | B法人 | C法人 | D法人 |
| 採点 | 順位 | 採点 | 順位 | 採点 | 順位 | 採点 | 順位 |
| 委員１ | 190点 | ２位 | 200点 | １位 | 180点 | ４位 | 185点 | ３位 |
| 委員２ | 180点 | ２位 | 160点 | ４位 | 170点 | ３位 | 190点 | １位 |
| 委員３ | 190点 | １位 | 185点 | ２位 | 180点 | ３位 | 175点 | ４位 |
| 総合点 | 560点 |  | 545点 |  | 530点 |  | 550点 |  |
| 順位点計 |  | 5点 |  | ７点 |  | １０点 |  | ８点 |
| 書類審査の順位 | １位面接審査に進む | ２位面接審査に進む | ４位以下なので落選 | ３位面接審査に進む |

イ　面接審査終了後における順位づけ判定

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | A法人 | B法人 | C法人 | D法人 |
| 採点 | 順位 | 採点 | 順位 | 落選 | 採点 | 順位 |
| 委員１ | 書類 | 190点 |  | 200点 |  | 185点 |  |
| 面接 | 50点 |  | 50点 |  | 45点 |  |
| 合計 | 240点 | 2位 | 250点 | 1位 | 230点 | 3位 |
| 委員2 | 書類 | 180点 |  | 160点 |  | 190点 |  |
| 面接 | 40点 |  | 45点 |  | 35点 |  |
| 合計 | 220点 | 2位 | 205点 | 3位 | 225点 | 1位 |
| 委員3 | 書類 | 190点 |  | 185点 |  | 175点 |  |
| 面接 | 40点 |  | 30点 |  | 35点 |  |
| 合計 | 230点 | 1位 | 215点 | 2位 | 210点 | 3位 |
| 総合点 | 690点 |  | 670点 |  | 665点 |  |
| 順位点計 |  | 5点 |  | 6点 |  | ７点 |
| 最終順位 | １位 | ２位 | ３位 |